

2 地域での子どもと子育ての支援

(1) 地域での子育て支援サービス

① 地域子育て支援センター（子ども支援課）

（現状と課題の整理）

地域における子育て支援を目的として、在宅の乳幼児及びその保護者に交流の場（拠点）を提供し、子育てに関する相談や助言、講習会等の開催を通して、安心して子育てができる環境づくりを進めています。平成6年度から事業を開始し、平成20年度現在では、市内の11か所（センター型：7か所、小規模型：4か所）で実施しています。

また、平成18年度から小学校就学前の教育と保育を一体的に行う「認定こども園」制度がスタートし、そこでも子育て支援活動の取り組みが行われています。

市全体でみると、支援拠点施設が不足している地域もあることから、今後は認定こども園の設置状況を考慮しながら、地域の均衡が取れた事業の展開が必要です。

（今後の方向性）

各地域での子育て支援に対応できるよう支援センター事業の拡充を図ります。地域子育て支援センターは、地域における子育て支援の中核的役割を果たすものであるため、他の保育所や幼稚園等が行う地域支援活動の模範となるような事業展開を行うとともに、関係機関等との連絡・協力体制を整え、地域の親子が気軽に集える場所としての施設環境の充実を図ります。

また、これまでセンター型施設のみの実施でしたが、ひろば型施設の設置についても検討します。

プランの目標

・各地域における子育て支援の中核となる事業として拡充を図ります

（地域子育て支援センター）

現状 13か所（20年度）

支援センター 11か所

（小規模型4箇所含む）

認定こども園 2か所

→

目標 21か所（26年度）

（認定こども園、ひろば型を含む）

② 延長保育・夜間保育（子ども支援課）

（現状と課題の整理）

保育所の開所時間は原則11時間で、その前後の保育時間は延長保育時間となっています。現在、大多数の保育所では、延長保育を午後7時前後まで実施していることから、利用ニーズにはほぼ対応していると考えられます。しかしながら、多様化する就労形態により、今後、延長保育時間のさらなる拡大など、新たな保育ニーズが生じることも考えられ、柔軟に対応していくことが課題です。

また、深夜時間帯の勤務形態への対応として夜間保育所2園が運営されており、延長時間を含めて午前2時までの需要に対応しています。

（今後の方向性）

保育時間については、今後も必要に応じて延長保育時間の拡大を図ります。

夜間保育については、現時点での利用状況により実施箇所数など充足していると考えられることから、今後は、利用ニーズの把握を行いながら、提供するサービスの充実に努めます。

プランの目標

・延長保育の拡充に努めます

（午後7時までの延長保育）

現状 52 箇所（20年度） → 目標 認可保育所全園（26年度）

（上記のうち、午後8時までの延長保育）

現状 12 箇所（20年度） → 目標 20 箇所（26年度）

（夜間保育）

現状 2 箇所（20年度） → 目標 現状維持に努めます（26年度）



③ 一時預かり保育（子ども支援課）

（現状と課題の整理）

一時預かり保育を実施している保育所は、平成20年度は24か所で、自主的に実施している施設もあわせると37か所にのぼり、実施箇所数・利用者数ともに年々増加しています。

平成21年度より「一時保育」から「一時預かり」へと名称が変更され、第2種社会福祉事業として法律上位置付けられたことから、より質の確保された事業として普及促進が図られることとなりました。しかし、補助事業としての実施条件が厳しくなったことで、自主的に実施する施設が増加しています。

今後は、多様化するニーズに対応できる体制を拡充していくことが課題です。

（今後の方向性）

一時預かり保育については、緊急的な理由によるもの、育児リフレッシュ等の私的理由によるもの、親の勤務形態に応じた定期的な半日保育なども想定されることから、様々なニーズに対応できる受け入れ体制の確保などについて検討し、サービスの拡充を推進します。

プランの目標

・多様なニーズに対応できるよう、一時預かり保育の実施体制の確保と充実に努めます
（一時預かり保育〈※自主事業を含む〉）

現状 37か所（20年度） → 目標 42か所（26年度）

④ 休日保育（子ども支援課）

（現状と課題の整理）

保育所の開いていない日曜日や休日、年末年始等において、保護者の就労等の理由で子どもを自宅でみるできない場合に、市内4か所の保育所において就学前の子どもを預かる休日保育を実施しています。

現状として、地域の均衡がとれたサービス提供ができていたとは言えず、北部地域での実施施設数が少ない状況です。

今後は利用ニーズを把握した上で、実施施設の拡充について検討する必要があります。

（今後の方向性）

休日保育については、現在の利用状況と利用ニーズを勘案しながら地域の均衡を図り、市民が利用しやすいよう、実施施設の拡充を図ります。また、必要な人が利用できるよう、広報誌やホームページ等により制度の周知を図ります。

プランの目標

・地域の均衡を考慮し、休日保育サービスの充実に努めます
（休日保育サービス）

現状 4か所（20年度） → 目標 7か所（26年度）

⑤ 地域における子育て支援意識の高揚（子ども育成課、社会教育課）

（現状と課題の整理）

社会情勢の変化に伴い、子どもたちが自然体験や生活体験などの様々な体験を行う場の減少や親の子育てに対する負担感、育児に関する悩みが広がっています。また、平成18年12月に改正された教育基本法では、教育における学校、家庭及び地域住民等の連携・協力の必要性が新しく盛り込まれています。

様々な体験活動事業や子育て講演会・講座等を実施していますが、地域において子どもや子育てを支えていくためには、市民（親）一人ひとりが子どもや子育てについて関心をもち、地域全体で子育てを支えようという意識を持つことが必要です。

今後も高齢者、若者、地域、企業経営者等を含めた「子育てに関する意識改革」を行ない、それぞれの立場でできる子育て支援を考える必要があります。

（今後の方向性）

地域で子どもや子育てを支えるという意識を高めるため、子育て講演会、孫育て講演会、企業経営者等を含めた講演会やふれあいイベントなどを開催します。

また、学校、家庭、地域の連携を深め学校区での「学校支援会議」の全小中学校区への設置を促進し教育コミュニティづくりを推進します。

プランの目標

- ・地域での講演会や講座を開催します

（親育ち講座の開催回数）

現状 16回（20年度） → 目標 24回（26年度）

（祖父母の孫育て講座の参加者数）

現状 111人（20年度） → 目標 120人（26年度）

（子育て講演会や講座、イベントの参加者数）

現状 1,089人（20年度） → 目標 1,200人（26年度）

- ・家庭教育啓発事業（子育て講演会・講座など）の活性化を図ります

（入学説明会等を活用した子育て講座）

現状 43講座（20年度） → 目標 43講座（26年度）

※「小学校のみ」の開催回数を計上

（PTA等社会教育団体との共催による子育て講演会参加者数）

現状 374人（20年度） → 目標 380人（26年度）

※「PTA研修会」含む

- ・体験活動事業を実施します

（自然体験学習「えぼし子ども村」の参加者数）

現状 65人（20年度） → 目標 80人（26年度）

- ・学校支援会議の全小中学校区への設置を目指します

（学校支援会議設置数）

現状 60校（20年度） → 目標 全小中学校（26年度）

⑥ 子育て支援サークルのサポート（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

子育てサークルは保護者等により、身近な場所において自主的に運営され、子育て中の親子等が気軽に集い、より楽しく子育てをするための活動を実施しています。現在、佐世保市内には、およそ30の子育てサークル・支援グループが活動していますが、親子で定期的集う育児サークル、民生委員児童委員がサポートするサークルや読み聞かせのサークル、障がい児とその保護者が集うサークルなど、多岐にわたり支援を行っています。

幼児教育センターでは、これらの子育てサークルの連合体である「子育てサークルネットワークさせほ」の事務局として、個々の活動支援だけでなく、サークル間の連携（つながり）強化に努めています。

子育てサークルが抱えている課題として、活動する人や場所の確保、保育技術の不足が挙げられます。また、子育て支援センターの充実に伴い、定期的・継続的なサークル利用が減少してきたことから、リーダー育成と継続が課題となってきました。

（今後の方向性）

幼児教育センターは子育てサークルの事務局として、サークルの立ち上げに関する相談やサークル活動の支援充実を図ります。

また、「子育てサークルネットワークさせほ」と子育て支援センターの連携、個々のサークル間の連携強化とともに、幅広い地域を対象とした親子イベント、サークル活動者の資質向上やサークル間の交流を目的とした講座など市全体のサークル活動の充実を図っていきます。

子育てサークルの活動については、広報誌、ホームページ、メールマガジン等を活用し、市民への情報提供に努めます。

プランの目標

- ・子育てサークルが連携し、情報を交換できる環境（場所）を整えます
- ・子育てサークルの連携や資質の向上に対する事業を支援します
- ・広報等でのサークル紹介、イベント等のチラシを配布します



⑦ 子育て支援機関・団体との連携

(子ども政策課・子ども育成課・子ども支援課・子ども保健課)

(現状と課題の整理)

子育てサークルや民生委員児童委員、主任児童委員、保健師、保育士、幼稚園教諭等により、子どもや子育て支援について地域で様々な活動がなされています。平成9年からは、関係団体が実行委員会をつくり、協力してさせぼわんぱく広場を開催しています。

平成20年度には子ども未来部ができ、就学前の子どもに一元的に対応することとなったため、幼稚園も含めた子どもに関する団体の連携強化を図るため、情報や意見の交換ができる場として子ども育成ネットワーク会議を設置しました。

子育て支援センター連絡会や生後4か月までの全戸訪問による子育て支援の情報提供など個々の子育て支援活動は広がっていますが、地域との関わりの少ない子育て家庭や孤立化している子育て家庭、子育て支援センターを利用することができない親子が存在しています。

今後は、更に各支援団体の連携が必要と思われます。

(今後の方向性)

個々の活動の連携、情報交換の充実を図る目的で、子育て支援センター担当者・子育てサークル代表者・民生委員児童委員・保健師など子育て支援に関わる者の連携を図り、公民館や児童センターを利用した地域ごとの子育て支援講座、子育て懇談会、子育て連絡会など各種子育て支援のネットワークの構築を推進します。

プランの目標

・子ども育成ネットワーク会議の参加団体数

現状 10 団体 (20年度) → 目標 15 団体 (26年度)



⑧ 子育て支援情報の発信（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

地域の子育て支援情報については、保育所や幼稚園、認可外保育施設等を紹介した「佐世保市乳幼児施設ガイド」や「子育て支援センター情報誌」、「子育てサークル一覧表」、市の広報誌やホームページ、メールマガジンなど様々な方法で発信しています。

また、子育てに関する市民活動の活性化と市民協働を目指し、平成19年度から子育てアンケート調査と子育て応援情報誌の発行全般を、子育て支援団体に委託し、子育て応援情報誌「すくすくさせほ」を年2回50,000部発行しています。

インターネットの普及でホームページ等での情報発信の需要が高まってきたため、メールマガジンなど多様な媒体による情報発信体制を整備しました。

（今後の方向性）

保育所や幼稚園等のホームページ整備を推進します。

子育て支援に関する情報誌やホームページなど、利用者がいつでも手軽に情報を受け取ることができる体制の充実を図り、メールマガジンなどの内容の充実や登録者の増に努めます。また、利用者が必要とする子育て支援情報を把握し、サービスを利用しやすくなるよう積極的な情報の発信に努めます。

プランの目標

- ・保育所、幼稚園等のホームページ開設数

現状 76か所（20年度） → 目標 保育所、幼稚園全園（26年度）

- ・メールマガジン登録者数

現状 190人（20年度） → 目標 500人（26年度）



⑨ 放課後子どもプランの推進

核家族化の進行や共働き世帯の増加、家庭や地域における教育力の低下など、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化しています。特に放課後や休日などに、保護者が帰宅するまでの時間の過ごし方や、子どもたちに体験活動や交流活動の場の不足が指摘されています。

そこで、平成19年度に文部科学省と厚生労働省の協働による「放課後子どもプラン」が創設され、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携あるいは一体的推進が求められています。

本市では、平成20年3月に「佐世保市放課後子どもプラン」を策定し、安全で安心して活動できる場所を整備するとともに、地域社会とのつながりや様々な体験学習や交流活動の取り組みを推進しています。現在、このプランは市が委嘱する放課後子どもプランコーディネーターを中心として市内の全小学校区で進められており、この取り組みを通じて、家庭・学校・地域・行政それぞれが担うべき役割を明確にし、家庭や学校も含めた地域全体での教育力の充実を図っています。

「放課後子どもプラン」の推進には、市民との連携が必要不可欠であり、取り組みの趣旨を市民に定着、浸透させていくために研究や周知啓発を行います。

居場所を必要とするすべての子どもが安全・安心に活動できる場を設けるとともに、学校・家庭・地域住民など、子どもに関わる全ての大人が連携して、地域ぐるみの子育てにあたる「教育コミュニティ」づくりにつなげます。

ア 放課後子ども教室（社会教育課）

（現状と課題の整理）

放課後子ども教室は、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として、実施しています。本市においては、地域の実情に応じ、放課後や週末などに、小学校の余裕教室や体育館、運動場を活用しながら、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行っています。

今後、さらに事業を推進していくためには、地域・家庭・学校が事業に仕組みやすい環境を整備するとともに、多くの市民から理解と参画が得られることが必要です。

（今後の方向性）

放課後子ども教室の実施にあたっては、市民協働が不可欠です。協働の相手方である地域・家庭・学校の事務負担を減らし、さらに効率的かつ柔軟な事業展開を研究するとともに、多くの市民から事業の趣旨の理解と参画が得られるよう周知啓発に努めます。

プランの目標

（放課後子ども教室）

現状 42小学校区（20年度） → 目標 全小学校区（26年度）

イ 放課後児童クラブ(子ども育成課)

(現状と課題の整理)

近年、生活形態が多様化してきており、女性の社会進出が増加するなど、育児と仕事の両立支援の必要性がますます高まっています。

このような状況であることから、留守家庭等の子どもたちが、放課後を安心して過ごせるように放課後児童クラブを設置しています。

「前期行動計画」策定後、児童数5人以上の小規模児童クラブへの助成や留守家庭児童の多い大規模小学校区への2か所以上の設置を実施し、平成20年度までに31か所を設置することができましたが、小学校区に1か所設置することが望ましいことを考慮すると、未だ充足している状況ではないと言えます。

(今後の方向性)

放課後児童クラブは、保育サービスの重点事業と位置づけ、児童クラブが未設置の校区への設置を引き続き推進します。

平成22年度からは、国の施策として、子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から登録児童数71人以上の児童クラブの分割化が推奨されるため、登録児童数が71人以上の児童クラブの分割化や留守家庭児童の多い大規模小学校区への2か所以上の設置を推進するとともに、障がい児の受け入れ促進や、研修会の実施による保育の質の向上に努めます。

また、保護者会による児童クラブ設置の場合は、可能な限り小学校の空き教室や空きスペースを利用するよう小学校や教育委員会と協議していくとともに、放課後子ども教室と連携し、放課後子どもプランの推進に努めます。

プランの目標

- ・留守家庭児童数の多い小学校区などへの放課後児童クラブ開設について、関係団体との連携協力のもとで積極的に進めます

(放課後児童クラブ)

現状 31か所 (20年度) → 目標 43か所 (26年度)



(2) 子どもや子育てを支える地域施設

① 保育所・幼稚園等における様々な取組み

ア 保育所・幼稚園等における子育て支援(子ども育成課、子ども支援課、学校教育課)

(現状と課題の整理)

人間形成において乳幼児期は重要な時期であり、家庭だけでなく保育所・幼稚園等や地域社会、関係機関などが十分な連携をとりながら、乳幼児にとって最適な環境を整備する必要があります。また、社会情勢の変化に伴い、保護者が保育所や幼稚園等に求める保育内容も多種多様にわたっており、施設としてそのニーズに対応することが求められています。そのような情勢の中で、保育所保育指針や幼稚園教育要領が相次いで改訂され、子どもを取り巻く環境の大きな変化に適應した保育所・幼稚園等の役割が示されました。

今後、保育所・幼稚園等では、新しい保育指針や教育要領に基づく保育や幼児教育を実践するとともに、園庭開放や園開放保育などを通して、地域の未就園児やその保護者を対象とした育児相談などの子育て支援体制を整えていく必要があります。

(今後の方向性)

幼児教育のあり方検討委員会の答申結果を踏まえながら、幼児教育の充実を図ります。また、保育所・幼稚園等において園庭開放や育児相談などを実施しながら、地域の子育て支援の中心となるよう機能の充実を推進していきます。

プランの目標

- ・保育指針・幼稚園教育要領の改訂に即した保育及び幼児教育の推進に努めます
- ・保育所・幼稚園等が地域における子育て支援の拠点となるよう、機能の充実を推進していきます



イ 保育の質の向上に関する取組み（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

保育所、幼稚園、認可外保育施設等は、乳幼児が人間形成の基礎を培う重要な時期に、生活時間の大半を過ごす場所であり、各施設においては保育の質の確保・向上が大切です。

そのため、これまで研修会等を実施し、保育士や教職員の保育技術の向上と共に人間性の向上を図ってきました。

しかし、子育てに不安や悩みを抱える親が増加傾向にあり、そのような保護者への対応に苦慮する保育士や教職員がいることも現状です。そのため、生活環境の変化に伴う親の子育て不安に対応できる保育の質の向上や子育て支援の充実が急務です。

（今後の方向性）

「幼児教育のあり方について」の報告書や新保育指針、新幼稚園教育要領を反映した研修会を幼児教育センターで実施していきます。

幼児教育講座を新設し、保育士や教職員の意識を高め、保育施設や幼稚園において、質の高い保育・教育並びに子育て支援を図っていきます。

また、小学校への円滑な接続を目指した幼保小連携講座、特別な支援が必要な子どもについて専門的に学ぶ特別支援教育講座を実施していきます。

プランの目標

- ・幼児教育センターにおいて、幼児教育の質の向上を目指した研修会、講習会等を開催します

保育士・教職員研修、幼保小連携講座、特別支援教育講座等の参加者数

現状 1,773 人 (20年度) → 目標 2,000 人 (26年度)



ウ 公立保育所における保育機能の充実（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

直営の公立保育所では、生後2か月からの乳児保育や、午後7時30分までの延長保育を行うなど、民間の保育所と同様の保育サービスを実施しています。

また、拠点保育所では子育て支援センターとして毎週月曜～金曜に専用のスペース室を開放し、親子遊びや保護者同士の交流促進、子育て相談の実施、子育て講演会の開催、子育て関連情報の提供など地域の保育資源として活用されており、また、子育てサービスが不足している地域には、出前保育を実施しています。これら子育て支援センターの利用者は、年間延べ3万人を超えるなど一定の効果をあげています。

今後は、集団の中での支援ではなく、個別での支えを望まれる家庭等のために、地域と協力して更なる子育て支援の充実に取り組むことが必要と考えられます。

現在の公立保育所は、「佐世保市公立保育所あり方検討委員会」の提案に基づき、平成21年度に6園のうち2園の運営を民間に委託しています。

（今後の方向性）

子育て支援拠点としての充実を図り、育児負担感が強いとされる在宅親子に対する育児支援として、子育て支援センターでの交流促進や子どもの心身の発達を促す保育の実施、子育てに関わる地域住民と連携した気になる家庭への訪問など、地域の子育て支援の拠点として役割を担います。

地域連携事業として、小学校区ごとに子育て家庭と地域の子育て支援希望者への講座や研修・懇談会などを行い、両者の交流の促進を図るとともに育児の孤立化を防ぎ、地域の子育て支援体制を整備します。

プランの目標

- ・ 子育て支援センターの充実と同時に、地域との連携を図ります
（地域連携事業の実施小学校区数）

現状 6校区（20年度） → 目標 40校区（26年度）



エ 保育所・幼稚園等における第三者評価など（子ども育成課・子ども支援課）

（現状と課題の整理）

平成20年3月に改定された「保育所保育指針」では、第三者評価について「保育所の保育が第三者により公正かつ客観的に評価され、その結果が公表されることは、保育所の組織性や職員の意識を高め、保育の質の向上につながると考えられる」ことが言及されています。

また、幼稚園についても「学校教育法施行規則」において、保護者などの学校の関係者による評価の実施が努力義務とされています。

公立保育所では既に、平成16年度に3保育所、20年度に1保育所が第三者評価を受け、サービスや体制の改善すべき点が明確になりました。また、1か所で受けた指導をその保育所だけにとどめず、他の公立保育所と改善点を共有して取り組むようにしています。

公立幼稚園では、文部科学省の「幼稚園における学校評価ガイドライン」に基づき、各幼稚園において自己評価を行っています。

（今後の方向性）

平成16年度に1回目の第三者評価を受けた3か所の公立保育所は、2回目の第三者評価を受けるようにします。

公立幼稚園においても、幼児教育水準の向上のため、第三者評価を実施する予定です。

また、私立保育所・幼稚園等においても、第三者評価の推進に努め、よりよりサービスの向上を目指します。

その他、子育て支援に対する様々なニーズの高まりに対応するため、苦情等についてはできるだけ分かり易い、公正な視点での判断に基づく対応が必要です。

公立保育所では、従前から苦情等についてのご意見箱を設置していますが、さらに平成20年度からは、施設利用者に対し窓口アンケートを実施しています。その他にも本年4月からは、市総務部に広聴制度の担当者を配置しており、なお一層の体制づくりに努めていきます。

プランの目標

・第三者評価を受けることで、良質な保育サービスの提供、幼児教育水準の向上、体制の改善に努めます

（公立保育所における第三者評価の2回目実施）

現状 0か所（20年度） → 目標 全公立保育所（委託園を除く）（26年度）

（公立幼稚園における第三者評価の実施）

現状 0か所（20年度） → 目標 全公立幼稚園（26年度）

オ 幼稚園の預かり保育の推進（子ども支援課）

（現状と課題の整理）

保護者の子育てと仕事を両立するための支援などを目的として、市内のほとんどの私立幼稚園が通常の教育時間（4時間が標準）終了後や夏休み等においても園児を預かる、預かり保育を実施しています。

各幼稚園によって、預かり保育の内容や料金などが異なります。

（今後の方向性）

各私立幼稚園の特色のある取組みとして実施されているため、市民がより利用しやすいように各幼稚園の取組みについて情報提供を行っていきます。

プランの目標

- ・幼稚園情報を掲載したガイドブック等の作成（窓口来庁者用）を検討します
- ・佐世保市ホームページ（HP）内に、各幼稚園 HP へのリンクを掲載（家庭等でのパソコンユーザー用）するよう検討します

② 認定こども園（子ども支援課）

（現状と課題の整理）

保育所と幼稚園は本来異なる目的を持った施設であり、それぞれが長年重要な役割を果たしてきました。近年は、両施設ともに就学前の児童を預かるという側面から、保育と幼児教育とを一体的にとらえる意識が広がっています。

平成18年10月から新しくスタートした「認定こども園」制度は、保育と幼児教育を一体的に行いながら、地域における子育て支援を推進する拠点として機能することを目的としており、本市では平成20年度で2か所が認定されています。

しかしながら、認定の申請に係る煩雑な事務手続きなどの問題点も指摘されており、認定数は制度開始時の国の見込みを大きく割り込んでいます。今後は、浮き彫りとなっている問題点を改善しながら普及に努める方向で検討が進んでいます。

（今後の方向性）

保育所、幼稚園、認定こども園のそれぞれの特色や役割を生かしながら、本市の子育て環境の充実に努めます。

認定こども園への移行促進は、国の政策であることから、認定申請を行う団体（施設）に対して、県や関係機関との連携を図り、認定申請が円滑に進むよう対応していきます。

プランの目標

- ・認定こども園を目指す幼稚園、保育所に対し、適切なサポートに努めます

（認定こども園）

現状 2か所（20年度） → 目標 10か所（26年度）

※認定を希望する施設すべてが認定を受けることを目標にします

③ 児童センター・児童交流センター（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

公立の児童センター及び児童交流センターでは、さまざまな遊びやイベントを通して、児童を健全に育成するための活動を行っています。特に、公立児童センターでは、平成14年度から導入された学校週5日制に対応し、土曜日の午前中開館を実施しています。また、私立児童センターでは、児童健全育成活動のほか子育て相談なども行っています。

公立児童センターは、地域支援として青空児童館（小学校等での児童センターの疑似体験）を実施するなど、児童センター本来の機能である児童健全育成活動については充実しているところです。

今後は、地域の子育て支援施設としての機能強化が必要です。

（今後の方向性）

公立児童センターについては、地域で子どもと子育て支援を行う施設としての役割が果たせるよう、ボランティアや地域の高齢者などとの連携を図りながら支援の展開を進めます。

また、地域の子育て支援施設としての機能強化を図るため、子育て中の家庭にとってより利用しやすい施設となるよう、現在、各センターで週1回、午前中に実施している乳幼児の親子のための施設開放を、開館回数の増加や保育所等との連携による事業展開を図り、在宅子育て家庭への支援を実施します。

プランの目標

- ・地域の子どもや子育てに関する支援事業への取組みを推進します

（公立、私立児童センター及び児童交流センター利用者数）

現状 161,288人（20年度） → 目標 178,000人（26年度）



④ 病児保育（子ども支援課）

（現状と課題の整理）

保護者の就労等の理由で病気中の子どもを看護することができない場合に、市内の小児科医院に併設する病児保育室において家庭にかわり保育を行っています。平成12年度に市内3か所でスタートし、平成17年度から市内4か所で実施しています。病気中という通常の保育では対応できない子どもを安心して預けることのできる環境をつくるため、専門的な小児科医師の下での実施が望ましいと判断し、市内の小児科に併設した形で実施をしています。

今後は制度の周知を図りながら、利用しやすい方法を検討していく必要があります。

（今後の方向性）

制度開始当初は、病気の回復期にある子どもを預かる「病後児保育」として実施していましたが、病気中の子どもにも対応する「病児保育」の必要性から、平成21年度より病児保育へと移行をしました。今後も利用ニーズ等の把握に努めながら、利用しやすいサービスを提供していきます。

プランの目標

- ・利用状況等を踏まえたうえで、地域的な均衡も考慮し、利用ニーズに即したサービスを提供していきます

（病児保育サービス）

現状 4か所（20年度） → 目標 5か所（26年度）



⑤ ファミリーサポートセンター（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

一時預かり保育を実施する保育所が増加し、通常の昼間の一時預かりは保育所で対応ができる体制が整ってきました。また、当初は専業主婦のサポートが主な利用形態でしたが、事業が周知されていくにつれ、保育所終了後や放課後の子どもの預かり、その送迎などの利用が増加しています。

しかし、ここ数年の利用件数は停滞しており、依頼会員になる子育て世帯だけでなく、提供会員となる子育てに関心を持つ市民への周知にも、力を入れる必要があります。

（今後の方向性）

保育所などで実施している通常の保育サービスでは対応が難しい家庭への支援を重点とし、幅広いニーズに対応できる体制を整えるため利用者の拡大を図ります。事業の新たな周知方法として子育て支援センターなどに出向いて制度の説明や登録を呼びかけるなどを実施します。

また、会員養成研修の内容や実施回数を見直し、希望者が参加しやすい講座を開催できるよう検討します。

プランの目標

- ・子育て支援に柔軟に対応できるシステムとしての機能を充実します
- ・地域で子どもと子育てを支える制度として、情報誌の発行、ホームページなどで市民への浸透を図ります

（登録会員数）

現状 858人（20年度） → 目標 1,250人（26年度）

- ・利用者のニーズを把握し、利用しやすい方法について検討します
- ・保育所などとファミリーサポートセンター（※1）の連携システム確立を進めます

（※1）ファミリーサポートセンター

「子育ての手伝いをしたい人（提供会員）」と「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」が会員となって、一時的な子どものお世話を有料で行うシステムです。



⑥ へき地保育所（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

へき地保育所は、山間地や離島など交通条件等に恵まれない地域に居住する保育を要する児童に対し、必要な保育を行うことで児童の福祉増進及び子育て中の就労家庭の育児と就労の両立支援を目的としています。

現在、市内には浅子保育所、高島保育所、宇久ふたば保育所の3か所を設置しており、それぞれ指定管理者制度によって運営しています。

へき地保育所の入所児童数は少子化の進行にともない減少傾向にあります。また、市町合併により周辺地域の保育所が利用しやすくなるなど状況の変化もあり、今後は、家庭的保育など新しい保育形態なども含めて検討を行う必要があります。

（今後の方向性）

入所児童数は減少傾向にありますが、今後も離島等のへき地における保育を必要とする児童の福祉充実を図るため、へき地保育を継続していきます。

プランの目標

- ・へき地保育所のあり方を検討し、保育を必要とする児童の福祉充実を図るため、保育事業を推進します

⑦ 認可外保育施設（子ども支援課）

（現状と課題の整理）

市内には、平成20年度末で17か所の認可外保育施設があり、市内の認可保育所及び認可外保育施設を利用する児童総数の1割程度が利用しています。

子育て家庭の共働きが進み、多様化する就労形態により生じる保育ニーズに対応できる認可外保育施設は、待機児童解消にも寄与していると考えられます。

認可外保育施設は、年1回県が実施する立ち入り調査などを行い、安全・安心な保育環境づくりを進めており、今後も施設の充実を図っていく必要があります。

（今後の方向性）

認可外保育施設に対する助言や助成を含めた支援を継続して推進していきます。

プランの目標

- ・今後も利用児童に対する保育環境改善の観点から、認可外保育施設に対する助成の充実に向けて検討を行います

(3) 子どもや子育てを支える生活環境の整備

① 子どもや子育て家庭が集う魅力ある公園づくり（公園緑地課）

（現状と課題の整理）

都市公園やスポーツ施設等の広場の緑は、市民に安全で快適な遊び場、運動の場、憩いの場を提供し、レクリエーション活動を通して人々の交流を広げる場となり、緑に包まれた環境での活動や交流は、健康の増進や心理的ストレスの軽減に大きな効果があると考えられます。特に街区公園や近隣公園などの住区基幹公園は、子どもや子育て家庭が活動したり、交流したりする地域施設として重要な役割を担っていると考えられます。

少子高齢化が進むなか、より魅力ある公園づくりが求められるとともに、公園利用者の安全性やバリアフリー化に対するニーズも高まっています。

（今後の方向性）

地域の公園が子どもたちの遊び場として、また、子育て活動と交流の場として活用されるよう、魅力ある公園づくりを行っていきます。子どもたちの安全はもとより、地域住民が快適に利用できるようバリアフリー化を図ることで、賑わいと世代間の交流が生じるなど、より良い生活環境の創出を目指します。

プランの目標

- ・子どもたちの遊び場、子育て活動と交流の場として活用されるよう、魅力ある公園づくりを推進します

② 子育て家庭に配慮した住宅の整備（住宅課）

（現状と課題の整理）

市全体の住宅事情は、平成20年度の住宅土地統計調査において住宅戸数が114,010戸で、総世帯数を上回っており、量的には充足しています。しかし昭和35年以前に建設されたものがまだ残っており、市営住宅を含め今後も居住環境の改善を進めていく必要があります。

民間の賃貸住宅では良好な居住水準を満たさないおそれのある多子世帯には、市営住宅の入居について優遇的な取り扱いを行うことで、支援を行っています。

（今後の方向性）

市営住宅の入居について、多子世帯に対して優遇的な取り扱いを行うなど、今後も子育てにより良い住環境の提供に努めます。

プランの目標

- ・子育て環境の充実した住宅づくりを進めます